

富田林市で創業をお考えの方へ

富田林市では、市内でこれから創業される方を対象に、富田林市特定創業支援事業を受けていただくと創業に必要な経費の一部補助等、創業にあたってのサポートをします。

富田林で創業するにあたってのメリット

①登録免許税が軽減

株式会社設立の際にかかる登録免許税が軽減（資本金の0・7%⇒0・35%）されます。

※最低税額は15万円のところ7.5万円に減額

②融資限度額が拡大

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が拡充（1,000万円⇒1,500万円）されます。

③創業関連保証の早期利用開始

創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用の対象になります。

④日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、創業資金総額の1/10以上の自己資金要件を満たす方として利用できます。

※各優遇措置は「特定創業支援事業」の利用により対象となるもので、保証されるものではありませんので詳しくは裏面「特定創業支援事業とは」をご覧ください。

お問い合わせ先

富田林市 産業環境部 商工観光課

住所：富田林市常盤町1-1 富田林市役所4階

電話：(0721) - 25-1000 内線481

特定創業支援事業とは？

創業するにあたってのノウハウを学んでいただけるよう2つの方法で支援します。

創業ってどうすればいい？



創業するための知識を学ぼう！！

①創業講座

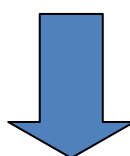
経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの分野について専門家が実際の創業成功事例等も踏まえてレクチャーいたします。

各分野につき1日3時間程度の講座を全4回開催します。

(詳しい開催日、内容等につきましては、お問い合わせ先までご連絡ください。)

②個別支援事業

富田林商工会の経営指導員が経営・財務・人材育成・販路開拓の内容のノウハウを個別に支援し学んでいただけます。



創業のノウハウを習得

◎2つの支援を受けられ創業のノウハウを習得された方に対して、富田林市が「特定創業支援事業」の認定書の発行をいたします。

◎認定書を受けられた方は表面「富田林で創業するにあたってのメリット」をご活用いただけます。

※各メリットにはそれぞれ審査がございますので、認定書を発行されたからといって必ずしもご利用いただけるわけではございません。

創業講座

富田林市特定創業支援事業

受講無料・定員 25 名(先着順) 会場:富田林市市民会館

「創業しようと思ったら、何をすればよいの？」

創業に興味があるけど、何をすればよいのかわからない、そんな方のために「経営」「販路開拓」「人材育成」「財務」をテーマにした連続講座です。

こんなことで創業を考えている！こんなことで創業してみたい！という方はお気軽にご参加ください。詳細なカリキュラム、申込方法については決定次第お知らせいたします。

【カリキュラム】

【第1回】平成28年10月1日(土)13時から16時30分

起業家の考えや心構えについて学びます。また、地域資源を活用した創業事例を紹介するとともに、過去の創業講座受講生で創業された方にご登壇していただきます。

【第2回】平成28年10月22日(土)13時から16時30分

販路を開拓していく上でマーケティングは不可欠です。マーケティングについて、自社の商品、サービスを広めていくためのSNSの活用方法について学びます。

【第3回】平成28年10月29日(土)13時から16時30分

商工会が創業するにあたりサポートする内容や知っておきたい労働保険、社会保険、雇用関係助成金について学びます。また、事業計画の基本について学びます。

【第4回】平成28年11月5日(土)13時から16時30分

創業時に利用できる政府系金融機関の融資制度やクラウドファンディングについて学びます。また、事業計画の基本について前回は引き続き学びます。

※内容は予定で、変更になる場合があります。

※本講座は大阪府の補助金により実施いたしますので、アンケートのご協力をお願いいたします。

【対象者】創業をお考えの方、創業後間もない方

【お問合せ先】富田林商工会 TEL : 0721-25-1101 FAX : 0721-25-9009

【主催】富田林商工会、大阪府商工会連合会